

## 外国知的財産ニュース

### 【中国】商標法の改正（2013.10.24）

8月30日、中国の第12期全国人民代表大会常務委員会の第4回会議にて中華人民共和国商標法改正に関する決定が採択されました。改正商法は2014年5月1日より施行されます。主な改正点は下記の通りです。

- 1、音響商標の導入（第8条）
- 2、馳名（著名）商標の認定機関など
  - ・認定機関→商標局、商標評審委員会、人民法院（第14条）
  - ・「馳名商標」を商品、商品包装、容器、又は広告宣伝、展覧及びその他の商業活動に使用してはならない旨の規定（第14条）
  - ・上記に違反した場合の罰金（第53条）
- 3、冒認出願の規定（第15条）
- 4、一商標多区分制度の導入（第22条）
- 5、電子出願の導入（第22条）
- 6、期限に関する規定や修正
  - ・出願審査期限→出願日より9ヶ月以内（第28条）  
（第29条で出願人に意見書の提出機会が与えられるようになった）
  - ・拒絶査定に対する復審の審理期間  
→復審請求日より9ヶ月以内、3ヶ月延長可能（第34条）
  - ・異議申し立てに対する審理期間  
→公告期間満了日より12ヶ月以内、6ヶ月延長可能（第35条）
  - ・異議決定に対する被異議申立人による復審の審理期間  
→復審請求日より12ヶ月以内、6ヶ月延長可能（第35条）
  - ・絶対的理由による無効宣告に対する復審の審理期間  
→復審請求日より9ヶ月以内、3ヶ月延長可能（第44条）
  - ・絶対的理由による無効宣告請求の審理期間  
→無効宣告請求日より9ヶ月以内、3ヶ月延長可能（第44条）
  - ・相対的理由による無効宣告請求の審理期間  
→無効宣告請求日より12ヶ月以内、6ヶ月延長可能（第45条）
  - ・不使用商標、一般名称化商標の取消請求の審理期間  
→請求日より9ヶ月以内、3ヶ月延長可能（第49条）  
（第48条で商標の使用についても定義が明確化された）
  - ・商標の取消請求の決定に対する復審の審理期間  
→復審請求日より9ヶ月以内、3ヶ月延長可能（第54条）

7、商標更新制度の導入（第40条）

従来の「期間満了6ヶ月前からの更新出願」に代わり、「期間満了12ヶ月前からの更新手続き」となった。この期間後も6ヶ月の延長期間あり。

8、「商標の使用」の定義化（第48条）

9、不正競争防止法の適用（第58条）

10、先使用権の保護規定（第59条）

11、商標権侵害行為（再犯含む）への罰則強化（第60条）

12、懲罰規定の新設（第63条）

13、商標権者の賠償請求時における使用義務の規定（第64条）

尚、商標法実施関連規定について、現在商標局にて検討中とのことです。

改正法の詳細につきましては、商標局や最寄りの特許商標事務所、現地代理人などにお問い合わせください。

日本パテントデータサービス(株)  
国際部・カスタマーサポートセンター